

(公開用 会議録原本と一部異なる場合があります)

令和 6 年

第 3 回東栄町議会定例会 会議録

(第 1 日)

令和 6 年 9 月 9 日 (月)

令和6年第3回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和6年9月9日（月） 開議 午前10時00分
散会 午後 1時28分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

1番 岡田 浩二	2番 佐々木 一也
3番 浅尾 もと子	4番 櫻井 孝憲
5番 伊藤 真千子	6番 西谷 賢治
7番 村本 敏美	8番 加藤 彰男

不応招議員 なし

出席議員 (8名)

1番 岡田 浩二	2番 佐々木 一也
3番 浅尾 もと子	4番 櫻井 孝憲
5番 伊藤 真千子	6番 西谷 賢治
7番 村本 敏美	8番 加藤 彰男

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上 孝治	副町長	伊藤 克明
教育長	岡田 守		
総務課長	伊藤 太	会計管理者兼税務会計課長	藤田 智也
生活環境課長	伊藤 仁寿	福祉課長	亀山 和正
経済課長	佐々木 豊	建設課長	原田 経美
教育課長	青山 章	診療所事務長	高尾 公彦

公務による欠席者 なし

本会議に職務のため出席した者の職氏名

総務課 栗島 賢司

令和6年第3回東栄町議会定例会議事日程

出席議員の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 町長提出議案大綱説明

日程第 6 認定案第 1 号 令和5年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 認定案第 2 号 令和5年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 認定案第 3 号 令和5年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 認定案第 4 号 令和5年度東栄診療所特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定案第 5 号 令和5年度東栄町御殿財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定案第 6 号 令和5年度東栄町本郷財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定案第 7 号 令和5年度東栄町下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定案第 8 号 令和5年度東栄町園財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定案第 9 号 令和5年度東栄町三輪財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定案第10号 令和5年度東栄町振草財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定案第11号 令和5年度東栄町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 7	認定案第 1 2 号	令和 5 年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 8	認定案第 1 3 号	令和 5 年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 9	議案第 4 0 号	東栄町個人番号の利用等に関する条例の一部改正について
日程第 2 0	議案第 4 1 号	東栄町国民健康保険条例の一部改正について
日程第 2 1	議案第 4 2 号	愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第 2 2	議案第 4 3 号	令和 6 年度東栄町一般会計補正予算（第 4 号）について
日程第 2 3	議案第 4 4 号	令和 6 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第 2 4	議案第 4 5 号	令和 6 年度東栄診療所特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 2 5	議案第 4 6 号	令和 6 年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第 2 6	同意案第 3 号	東栄町教育委員会委員の任命について
日程第 2 7	同意案第 4 号	東栄町農業委員会委員の欠員による任命につき同意を求めることについて
日程第 2 8	報告第 5 号	令和 5 年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第 2 9	報告第 6 号	令和 5 年度東栄町一般会計継続費精算報告書について
日程第 3 0	議案第 4 7 号	ガザ地区における人道上の危機的状況の改善と速やかな停戦の実現を求める決議（案）について

----- 開 会 -----

議長（加藤彰男君）

ただいまから、令和6年第1回東栄町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は8名です。定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

----- 議事日程の報告 -----

議長（加藤彰男君）

本定例会の議会運営並びに本日の議事日程について、議会運営委員長から報告いたします。

議会運営委員長。

議会運営委員長（伊藤真千子君）

令和6年第3回議会定例会第1日目の運営について8月13日と9月2日に議会運営委員会を開催しその結果の報告をさせていただきます。日程第1会議録署名議員の指名、日程第2会期の決定は従来通りです。日程第3諸般の報告は議長より報告があります。日程第4行政報告、日程第5町長提出議案大綱説明は町長より報告と説明があります。次に議案審議につきましては配布してあります議案審議一覧表をご覧ください。認定案第1号から認定案第10号までの10議案は一括上程とし委員会付託します。また認定案第11号から認定案第13号までの3議案についても一括上程とし委員会付託します。続いて議案第40号から46号までは順次1件ごと上程にし委員会付託とします。同意案第3号、同意案第4号につきましては2件とも人事案件でありますので本日採決します。報告第5号と報告第6号はそれぞれ報告して頂きます。最後に議案第47号について上程後委員会付託します。以上付議事件は認定案13件、議案8件、同意案2件、報告2件でございます。会期中の議会運営についてご協力の程お願い致します。以上で報告を終わります。

議長（加藤彰男君）

ただいま議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めますのでよろしくお願いたします。

----- 会議録署名議員の指名 -----

議長（加藤彰男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第123条の規定により、1番、岡田浩二議員、4番、櫻井孝憲議員の2名を指名いたします。

----- 会期の決定 -----

議長（加藤彰男君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は本日9月9日から9月20日までの12日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、会期はそうように決定いたしました

----- 諸般の報告 -----

議長（加藤彰男君）

日程第3、諸般の報告を行います。

令和6年第2回定例会以降の行事等は、配布しております一覧表をお目通しください。次に地方自治法第235条の2の規程による例月出納結果について令和5年度の5月実施分、令和6年度5月実施分、6月実施分、7月実施分の報告が出ておりいずれも適正であるとの監査結果でありました。検査結果詳細について必要な方は、事務局で保管しておりますので閲覧してください。陳情等の関係は配布してあります陳情請願等一覧表のとおりです。以上で諸般の報告を終わります。

----- 行政報告・町長提出議案大綱説明 -----

議長（加藤彰男君）

次日程第4、行政報告、及び日程第5、町長提出議案大綱説明を行います。

町長から行政報告と本定例会に上程されております議案の大綱説明を求めます。

町長。

町長(村上孝治)

改めてましてみなさんおはようございます。本日は9月東栄町議会第3回定例会を招集させていただきましたところ議員各位には公私にわたり大変ご多忙の中ご参集を賜りまして厚くお礼申し上げます。まず最初に南海トラフ地震臨時情報巨大地震注意についてであります。8月8日に日向灘を震源といたしますマグニチュード7.1の地震の発生に伴いまして、国は南海トラフを震源とする地震発生を考慮してご承知のように地震臨時情報を発表し、本町においても地震発生から24時間体制での情報収集など事前準備などの対応を行ってまいりました。地震活動に特段の変化が見られなかったため発生から1週間経過した8月15日午後5時に国は南海トラフ地震臨時情報発表に伴う特別な注意の呼びかけを終了したところであります。臨時情報につきましては今回はじめての発表でありましたので、皆様への周知や発表後の対応の理解を深める必要があるとともに、大規模地震に対する平時からの意識づけを重要性を再認識致しま

したので引き続き安全安心の確保につながる対策の推進に努めてまいりたいと思っております。そして8月の下旬にはですね、列島各地に大雨や交通機関の影響をもたらした台風10号が発生致しました。夏台風の特徴の一つであります超ノロノロ台風で非常にゆっくりとした速度で進みながら日本付近に強い大湿気を送り出したためにですね、台風から離れた地域でも大雨の被害が発生しました接近する前から大雨をもたらしたことから各地で記録的な雨量となりました。土砂災害、各地で被害が発生しております。東三河でも災害が各所で発生し特に報道等でごございましたように蒲郡市においては家族5人がいた住宅が土砂崩れに巻き込まれ3人がお亡くなりになりました。心よりお悔やみを申し上げます。全国各地では人的被害や住民被害等が発生し、また農林水産関係の被害が出たところが多々、多くありました。被害を遭われた皆様に衷心よりお参り申しあげたいと思います。本町も避難所を開設するなど対応をとったところですが、一部倒木の影響等通行止めになったところがございますが、大きな発生は幸いにしてございませんでした。その後11号、12号が日本海等でですね発生しておりますが、日本本土には影響はありませんでした。これからがですね例年ですと自然災害の多発する季節を迎えますが、近年は気候変動により激甚化する傾向にございます。災害を防ぐことができなくてもですね備えることはできます。残念ながら台風で9月1日の町の防災訓練は実施ができませんでしたが、それぞれの立場でまたそれぞれの地域で防災について考える機会をぜひそれぞれで作って頂きたいと思います。いつ発生するとも知れない災害に備えしっかり防災体制を備えてまいります。自助・共助・公助の意識醸成を図り、それぞれ連携して防災対策に取り組み、安心して生活できる環境づくりを今後も今一度推進をしてまいりますのでよろしくお願いいたします。それから、元旦に発生をしました能登半島地震の被災地を支援するために6名の役場職員を2月から5月にかけて志賀町に派遣をし、調査隊の一員として被害家屋の調査等行って参りました。去る5日には、9月5日には町議会においても全員協議会で派遣職員を活動報告をさせて頂いたところがございます。また今月30日の区長会においてもですね、その報告をさせていただく予定でございますのでよろしくお願いいたします。そして、小中学校につきましては2日から二学期が始まりました。学校行事であります最初の中学校の体育大会は7日の土曜日に開催させていただきました。小学校の運動会は21日の土曜日に予定されております。とくに中学校においては50回大会となりまして創立50周年の記念大会として開催したところがございます。議員の皆さんにもですねご参加を頂きまして誠にありがとうございました。それから東栄中学校の創設の50周年事業につきましては式典を11月2日に行いますが、そうしたそれぞれ事業等の内容等については今議会開会中の常任委員会終了後にご報告させて頂く予定おりますのでよろしくお願いいたします。次に敬老会につきまして例年のように開催の可否はそれぞれの区に判断を頂いておるところでございますが、今年度は会場等で行うのは4地区の開催となっております。敬老会の対象者は75歳以上の方で886名、そのうち100歳以上は11名でございます。地域でご長寿の方が頑張っておられることは私ども町を進めておる東栄町にとっても心強い限りでございます。長寿を迎えられた方にはますますのご健勝ご多忙をお祈り申し上げたいと思います。それからすでに国の方におかれましては来年度2025年度の予算についてございますが各省庁の概算要求が出そろい予算編成作業が始まっております。物価高対策や賃上げ促進、少子化対策、防衛力の強化など重点分野に取り組むこととして要求総額は2

年連続で過去最大を更新し 117 兆円前後になる見通しであると聞いております。国の借金の残高は 1297 兆 1615 億円でですね、8 年連続で過去最大を更新しておるという状況です。そして私ども関心の一番高い地方交付税の総額については自治体に配る出口ベースで前年度予算ベースで前年度予算比で 1.7%3083 億円の増、18 兆 9 千億ということになっております。そして 24 年人事勧告を反映した地方公務員の人件費の伸びなどで歳出が増え財源不足となります。これを踏まえ臨時財政対策債を過去最少だった 24 年から 3000 億円増の 8000 億円を見込んでおると状況であります。しっかり国の予算等も重視しながら私ども町も大変厳しい財政状況ですが予算編成を進めていかなければならないと思っております。それから例年この時期に行っております愛知県の総合要望につきまして、正副議長さんそれから峰野県議にもご同行頂き 9 月 6 日に関係の県庁部署に活動要望を行って参りました。県議会にも同様に要望をさせて頂いたところであります。この要望につきましても今議会開会中 17 日常任委員会終了後に概要等ご報告させて頂く予定でございます。今後も国等に対しましては機会あるごとに要望活動を行って参りたいと考えております。1 点道路事業上下水道事業につきましては総合要望 9 月 6 日には調整ができませんでしたので、今後改めて日程調整をしたうえでですね県担当部局の建設局に対しましては単独で要望活動をさせて頂く予定です。それから道路関係につきましては三遠南信自動車道路整備促進の要望につきましては 7 月 24 日に長野県と静岡県とともに国交省、財務省へそして地元国会議員への要望活動を行いました。中部整備局にもですね要望させて頂いております。それから東三河縦貫道路の建設期成同盟会は 8 市町村での取り組みですが 8 市町村長とともに 7 月 11 日に中部整備局、愛知県には 7 月 4 日に要望しております。もう一つ道路関係で報告させて頂きますが愛知県議会の建設委員会、閉会中委員会が 7 月 26 日に開催し新城設楽建設事務所管内の道路の現状報告や提案要望を管内市町村長が参考人として出席させていただき建設局とともにですね県議会の建設委員に説明要望をさせて頂いております。それから簡易水道の要望につきましては 7 月 26 日に名古屋において三河山間地域水道整備促進連盟通常総会を開催し愛知県の建設局、技監はじめ関係する職員、県議会議員の皆様にご出席頂き開催したところであります。その総会終了後にですね北設 3 町村の水道の現状報告それから補助金の要望等をさせて頂いたところでございます。引き続き 6 月定例会以降の取り組みについてですね少し時間を頂いて報告させていただきます。最初に東三河広域連合議会でございますがご承知のように 8 月 8 日 9 日に開催をし私も副管理者として出席させて頂き東栄町議会からは岡田議員、伊藤真千子議員が出席しております。提出議案は令和 5 年度一般会計歳入歳出決算と介護保険歳入歳出決算認定でありました。いずれも賛成多数で可決をしております。一般質問については豊根村の清川議員の介護保険重点事業としての中山間地域対策についての質問をはじめ 6 名の方が質問にたっておられます。なおそれぞれの方の質問内容等及び回答につきましては広域連合のホームページ議会録画中継等ございますのでそこでご覧いただければというふうに思います。それから町内の経済団体であります商工会、森林組合、愛知東農協等の総会が 6 月中下旬で開催しておりますので出席をさせて頂きました。それから東栄町産業経済活性化推進協議会ですが 9 月 3 日に開催させて頂きました。町内の経済団体の代表者、区長会長、農業委員のみなさん観光まちづくり協会、三健会など委員の皆様にお集まり頂きまして令和 6 年度の事業の進捗状況等々を報告をさせて頂きました。また令和 7 年度に向けてのそれぞれの計画

や提案など委員の皆様方にご意見を頂き、特に令和7年度の取り組みを中心にですね現段階でのご協議を頂きました。農協からは新聞にも載っておりますのでご承知かと思いますが三輪直売所が9月末閉店による今後の利活用についてということ、それから観光まちづくり協会ではですね観光業の取得によります新たな取組やですね会員の連携事業など私ども町の方からとしてはですねふるさと納税の件、なかなか役場だけではですねいけないというところもありますがなかなか納税額が増えません。そういったことも含め町内関係者等での今後勉強会を検討させて頂きその後町内全域での検討協議会の立ち上げができないかという提案もさせて頂きました。それから町制施行70周年事業、来年度は町制施行70周年になりますがその事業の提案など皆様方からご意見を頂きました。本年度中に再度産業経済活性化推進協議会を開催し改めて協議を頂くということになっております。次に観光まちづくり協会ですが昨年4月からご存知のように一般社団法人化して2年目を迎えております。協議会の事務所はぼたび事業の拠点いわゆるサイクリングステーション、町の縁側をご存知のの様に市場、新橋北に開設しておりますが新たに地元の豆腐を使った豆腐ドーナツも販売をはじめております。最近のトピックスとしては9月の5日ですね静岡県の森町にあります株式会社デイトナさん、これはオートバイのアフターパーツのメーカーでありますがこの観光パートナー協定の提携をさせて頂きました。バイク版のですねぼたび構築を合言葉に連携を深めていきたいというふうに思います。全国のバイクライダーと交流の機会を作って参りたいと思いますし、またこのデイトナさんは電動アシスト自転車の製造も手掛けております。レンタルサイクル事業にもご協力頂く予定でございます。それと前日の9月の4日には奥三河ビジョンフォーラムが新城文化会館で開催されまして、飯田線沿線地域のこれからの活性化に向けてのテーマをですねJR東海の新城市出身の鈴木副社長さんの講演がございました。その中でも東栄駅も紹介頂いたところでございますがまた3組の活動も報告されましたが、そのうちの一人が東栄駅で営業しておりますちゃちゃカフェの宮田さんでありました。東栄駅舎とカフェの時間として飯田線東栄駅の愛を語って頂きましたところでございます。その折にもですね少し話がでましたが、駅舎の外壁塗装の要望も頂いたところでございますので前向きに検討して参りたいと思っております。それから飯田線に自転車を電車内に持ち込めるサイクルトレインの実現を掲げながら東三河地域全体でこの実現に向けた連携を呼びかけておるというところでございます。東栄町ではその他には東栄町には飯田線の特急伊那路号を東栄駅に停車して頂けるよう要望してまいりたいと思っております。それから今季の花祭りにつきましては、現在準備を進めております東栄フェスティバルは予定通りに11月3日に開催する予定となっております。内容等決まり次第改めてご報告させて頂きたいと思います。各地区の花祭りにつきましてはそれぞれの保存会において協議して頂きその結果を東栄チャンネル等で開催時期等をまたお知らせしてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。次に子育て関係であります、8月1日に子育て支援センターにおいて未就学児の保護者の皆様との懇談会を開催させて頂きました。皆様方から意見交換をさせて頂いたところでございます。その中で子育て支援センターは現在週3日ご利用して頂いておる状況であります、できれば週5日の利用ができるとありがたいというお話とご要望を頂きましたので、特に職員はじめスタッフの確保の問題はありますが前向きに検討していこうという思っております。スタッフの確保の一つとしてはシルバー人材センターの会員でおい

ちゃんおばあちゃんが興味がある方と利用者のいわゆる保護者の皆さんとの懇談会を開催する計画しておるところでございます。是非今後もこうした取り組みを続けて生の声をお聞きしてまいりたいと思っております。また高齢者の方との交流も実施していきたいと思いますが、各地区でおいでん家を開催しておりますのでそこに以前もそうですが訪問させて頂いて、それぞれまたお話をさせて頂く機会を作りたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。また以前からお願いをしております出前講座のご利用も頂きたいと思っております。是非その中にあるメニューをご利用頂いたり他の課題でも結構ですが役場職員を各地区集会所等に出向いても結構ですし、それから役場を会場としても構いませんので是非積極的に活用して頂けるとありがたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。最後に三遠ネオフェニックスのバスケットの状況ですが、三遠ネオフェニックスさんは東三河唯一のプロバスケットボールのチームであります。昨日も愛知県にはプロバスケットボールチームは4チームありますから、その大会にフェニックスさん優勝されたと聞いております。非常に成績もよく昨年も中地区の優勝をしましたが惜しくもその上には出られなかったという状況でございますが、フェニックスさんにおいてはこの8月10日と11日サマーキャンプをBGの体育館それからグリーンハウスをご利用頂いて今年で7回目となりキャンプを東栄で行って頂きました。また7月14日にはですね東栄小学校でバスケットボールの教室も開いて頂きました。小学校の児童18名が参加して頂きました。その折にもフェニックスさんはですね東栄町の食事処だったり観光名所等SNSでご紹介して頂いておりますのでまた機会がある方はご覧頂きたいと思っております。長くなりましたが以上で行政報告を終わらせて頂きまして引き続きまして本定例会に提出いたしました議案等につきまして各たんにご概略を説明させて頂きたいと思っております。今議会に上程いたしました議案等につきましては令和5年度の決算認定が13件、議案が7件、同意案2件、報告が2件でございます。併せて24件を上程いたしますのでよろしくご審議のほどよろしくお願い致します。まず認定案第1号令和5年度一般会計歳入歳出決算認定から認定案第13号令和5年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてですがご配布を致しております令和5年度決算にかかる主要施策の成果報告書の12ページをご覧いただきたいと思います。一般会計は歳入総額が40億8177万5千円 歳出総額が38億3672万2千円 翌年度に繰り越すべき財政を差し引いた実質収支2億2300万円です。当該年度の実質収支から前年度の実質収支を表すいわゆる単年度収支は2940万7千円の黒字となりました。単年度収支の実質的な黒字要素である基金の積み立て金及び地方債の繰り上げ償還金今回はございませんがこれを加え実質的な赤字要素である積立金取崩額を引いたですね実質的単年度収支額は、4892万2千円の赤字となっております。26ページの財政分析主要についてですが健全化判断比率の実質公債費比率は10.1で昨年度より1ポイントあがりました。また将来負担比率は昨年度より引き続きゼロとなっております。地方債の残高は特別会計と併せて48億7765万7千円であります。前年度と比べて2億268万9千円の減となっております。経常収支比率は83.5%で前年度と比較して4.1ポイント上がっております。引き続き経常的なものにあてられる一般財源の確保と経常経費の削減に努めていく必要がございます。次に各特別会計につきましては予算通り執行でき問題はありません。詳細については先日の議会全員協議会で各担当課長から説明した通りであります。次に議案第40号東栄町個人番号利用等に関する条例の一部改正についてであります。令和6年度にPMH先

行実施事業に実施するにあたり個人番号利用事務として規定するものであります。議案第 41 号東栄町国民健康保険条例の一部改正についてはマイナンバーカードと被保険者証の一本化にかかる施行期日が令和 6 年 12 月 2 日に定められたことに伴うものであります。議案第 42 号東栄町後期高齢者医療後期連合規約の変更については令和 6 年 12 月 2 日から現行の被保険証が発行されなくなることに伴うものであります。議案第 43 号令和 6 年度一般会計補正予算第 4 号は 3,553 万円を増額補正するものであります。内容については元気な地域にぎわい創出事業補助金、定額減税にかかる調整給付金、障害者自立支援システム改修委託料、児童手当システム改修業務委託料、新型コロナワクチン接種費用助成金、起業家支援補助金、地域おこし協力隊委託料、おんせん施設の修繕料、ボイラーの定期点検等業務委託料、小中学校ネットワーク回線利用料、中学校備品購入費、森林交流体験施設の修繕料及び備品購入費、東栄町森づくり基金への積立金、国民健康保険特別会計及び簡易水道事業特別会計繰出金が増額の主なものであります。これらに充てる歳入につきましては障害者自立支援システム改修負担金、地方創生臨時交付金、児童手当制度改正実施円滑化事業補助金、木造住宅耐震診断費補助金、元気な愛知の市町村づくり補助金、ラーケーション推進事業委託金、広域消防事務費清算金、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金及び繰越金を見込みます。また臨時財政対策債については減額をいたします。次に議案第 44 号令和 6 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号は 465 万 5 千円の増額補正でマイナ保険証にかかるシステム改修業務委託料、訪問介護運営委託料を追加するものであります。次に議案第 45 号令和 6 年度東栄診療所特別会計補正予算第 1 号は、81 万 4 千円の増額補正で防護具保管設置工事を追加するものであります。議案第 46 号令和 6 年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算第 2 号は、収益的収支で 118 万 8 千円の増額補正で内容は水質検査委託料を追加するものであります。同意案第 3 号東栄町教育委員会委員の任命については 9 月 30 日で任期満了になる梅田恵理子委員の再任の同意をお願いするものであります。同意案第 4 号東栄町農業委員会委員の欠員による任命につき同意を求めることについては農業委員の 1 名の辞職に伴い新たに委員を任命するにあたり同意をお願いするものであります。報告第 5 号令和 5 年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足利率については地方公共団体の財政健全化に介する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき報告するものであります。報告第 6 号令和 5 年東栄町一般会計継続費精算報告書については地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定により報告するものであります。以上でございますが詳細については副町長はじめ担当課長から説明させていただきますのでよろしくご審議のほどお願い致します。

----- 認定案第 1 ～10 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 6、認定案第 1 号「令和 5 年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について」から、日程第 15、認定案第 10 号「令和 5 年度東栄町振草財産区特別会計歳入歳出決算認定について」までの決算認定案件 10 件を一括して議題とします。説明は、一般会計、特別会計 9 件については、各会計を通し一括で説明します。なお、質疑は議案ごとに行います。執行部の説明を求め

ます。

税務会計課長。

税務会計課長（藤田智也君）

認定案第1号令和5年度東栄町一般会計歳入歳出決算について。決算書の2ページをお願いいたします。歳入については歳入済額、歳出については支出済額を款ごとに朗読いたします。歳入1款町税3億1,150万4,154円、2款地方譲与税7,646万9千円、3款利子割交付金11万7千円、4款配当割交付金245万8千円、5款株式等譲渡割交付金253万1千円、6款法人事業税交付金895万2千円、7款地方消費税交付金7,241万6千円、8款環境性能割交付金753万173円、9款地方特例交付金165万7千円、10款地方交付税19億5,377万1千円、11款交通安全対策特別交付金0円、12款分担金及び負担金2,074万3,145円、次のページ4、5ページをご覧ください。13款使用料及び手数料6,676万214円、14款国庫支出金2億5,470万4,503円、15款県支出金3億77万2,421円、16款財産収入1,240万9,336円、17款寄付金701万469円、18款繰入金2億9,792万9,372円、19款繰越金2億9,489万5,598円、20款諸収入1億5,234万519円、21款町債2億3,623万4千円、歳入合計40億8,117万4,904円。次のページ6、7ページをご覧ください。歳出1款議会費4,164万7,767円、2款総務費5億6,290万9,165円、3款民生費6億4,131万6,818円、7款衛生費4億9,131万102円、5款農林水産業費4億4,461万4,700円、6款商工費1億1,625万5,591円、7款土木費1億2,736万7,515円、8款消防費2億1,621万5,894円、次のページ8、9ページをご覧ください。9款教育費2億1,697万5,416円、10款災害復旧費6,825万7,819円、11款公債費4億4,680万4,736円、12款諸支出金2億1,793万2,532円、13款予備費0円、歳出合計38億3,672万2,007円。続いて156ページと157ページをご覧ください。認定案第2号令和5年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。歳入1款国民健康保険料5,992万4,504円、2款使用料及び手数料2万3,700円、3款県支出金2億9,544万5,700円、4款財産収入85万4,524円、5款繰入金5,124万3,000円、6款繰越金1,299万3,000円、7款諸収入481万6,285円、8款町債0円、9款分担金及び負担金1,330万9,500円、10款国庫支出金5,000円、歳入合計金額4億3,616万3,691円。次のページ158ページと159ページをご覧ください。歳出1款総務費191万574円、2款保険給付費2億6,567万8,262円、3款国民健康保険事業費納付金9,988万1,860円、4款共同事業拠出金0円、5款保険事務費4,361万3,063円、6款基金積立金0円、7款公債費0円、8款諸支出金895万6,200円。次のページ160ページと161ページをご覧ください。9款予備費0円、歳出合計4億2,003万9,959円。続いて185ページと186ページをご覧ください。認定案第3号令和5年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。歳入1款後期高齢者医療保険料5,127万7,700円、2款使用料及び手数料4,200円、3款繰越金7,746万円、4款繰越金366万199円、5款諸収入365万5,450円、歳入合計金額1億6,005万7,469円。次のページ187ページと188ページをご覧ください。歳出1款総務費457万9,568円、2款後期高齢者医療広域連合納付金7,336万5,617円、3款後期高齢者医療費5,495万8,000円、4款諸支出金70万1,300円、5款予備費0円、歳出合計1億3,360万4,015円。次のページ198ページと199ページをご覧ください。認定案第4号令和6年度東栄

診療所特別会計歳入歳出決算認定について。歳入 1 款診療所収入 2 億 337 万 9,008 円、2 款使用料及び手数料 229 万 2,400 円、3 款県支出金 225 万 8,000 円、4 款繰入金 1 億 1,548 万 6,000 円、5 款繰越金 2,835 万 1,545 円、6 款諸収入 680 万 3,868 円、7 款財産収入 225 万 5,000 円、歳入合計金額 3 億 6,802 万 5,821 円。次のページ 200 ページと 201 ページをご覧ください。歳出 1 款総務費 2 億 7,656 万 6,324 円、2 款医業費 6,416 万 3,403 円、3 款公債費 105 万 726 円、4 款予備費 0 円、歳出合計 3 億 4,178 万 453 円。続いて次のページ 214 ページをご覧ください。以降は財産区特別会計の決算状況となりますので前年度から増減のあった園財産区以外は歳入歳出差引額のみ朗読いたします。認定案第 5 号令和 5 年度東栄町御殿財産区特別会計歳入歳出決算認定について。区分 3 歳入歳出差引額 22 万 8,350 円。次のページ 223 ページをご覧ください。認定案第 6 号令和 5 年度東栄町本郷財産区特別会計歳入歳出決算認定について。区分 3 歳入歳出差引額 818 円。次のページ 232 ページをご覧ください。認定案第 7 号令和 5 年度東栄町下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について。区分 3 歳入歳出差引額 6,540 円。次のページ 242 と 243 ページをご覧ください。認定案第 8 号令和 5 年度東栄町園財産区特別会計歳入歳出決算認定について。歳入 1 款繰越金 2,876 円、2 款雑収入 15 万 3,264 円、歳入合計金額 15 万 6,140 円。次のページ 244 ページと 245 ページをご覧ください。歳出 1 款管理会費 15 万 3,264 円、歳出合計 15 万 3,264 円。続きまして 250 ページをご覧ください。認定案第 9 号令和 5 年度東栄町三輪財産区特別会計歳入歳出決算認定について。区分 3 歳入歳出差引額 1,200 円。続いて 259 ページをご覧ください。認定案第 10 号令和 5 年度東栄町振草財産区特別会計歳入歳出決算認定について。区分 3 歳入歳出差引額 1 万 6,455 円。以上であります。

議長（加藤彰男君）

会計管理者の説明が終わりました。これより案件ごとに質疑を行います。先の議会運営委員会で設置を確認しています 13 日の決算特別委員会で決算審査の質疑を行いますので詳細な質疑はその際にお願い致します。本会議の質疑は先の今の議案説明に関して確認したい事項等ありましたらお願い致します。それでは認定案第 1 号の質疑に入ります。歳出全般について質疑はございませんか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

お尋ね致します。一般会計の決算についてお尋ね致します。今回決算の概要についてこの議会の場で執行部からお話があったのは決算額の款ごとの金額だけでありましたので傍聴している皆さんには今回の決算がどのようなものだったかということきは現時点では全くわからないという状況だと思います。私が拝見してですね、大きな特徴としましては公債費がかなり伸びておるなというところであります。議会運営委員会をお願いしているんですけれども東栄町が今どのような借金をもって今後各年度でどのように償還していくかという資料をお示し頂きたいということをお願いしておりました。併せて町がどのような団体に補助金を出しているかという一覧を作って頂きたいということをお願いしておりましたがいつごろお出し頂けるかという点伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

はい、明後日の一般質問の時に配布できればと考えております。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

ありがとうございます。もう 1 点伺い致します。経常収支比率がですね 2 年度連続で増加となっております。主な要因はですね公債費の増というふうに決算の概要には書かれておるわけですがけれども、それだけではちょっと漠然としすぎているかなと考えます。この 2 年間で 10 ポイント以上増加しておると思いますのでこれを押し上げている主な要因とその要因の金額 影響額というようなことをお示し頂きたいと思います。今後併せてさらなる上昇が見込まれるのか町の認識を伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

決算特別委員会、今それ言ってください。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

その点につきましては決算特別委員会の方でお答えしたいと思います。

議長（加藤彰男君）

はい、他に。

浅尾議員。3 回目ですよ。

3 番（浅尾もと子君）

では詳しくは決算特別委員会でお伺いしたいと思います。もう一点この決算書を拝見していてですね前年度と比べて気になったのは予算の流用が増えているのではないかということです。議会が認めた予算をですね別の項目に使うという流用でありますけれども、例えば款項目節の中でですね目節だけではなくてですね項の流用、異なる項との流用ということも起こっております。前年度と比べてれば件数としては大幅に増えていると考えます。私はですね議会で認めた予算について適正に執行して頂きたいと考えますし、予算が不足するのであればできる限り補正予算での対応として頂きたいと考えますのでこのように流

用の件数が増えてくるということは議員としては望ましくないと考えます。流用の取り扱いで何か変わったところがあるのかそれともしでるのであれば流用を行った課ごとの件数とか合計金額というようなことまた主な内容についても教えていただきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

今の内容も決算特別委員会になりますか。

はい、総務課長。

総務課長（伊藤太君）

はい、流用につきましては原則補正予算で上程するということを前提としておりますけれども、やはり緊急を要する場合がございますのでそのあたりは流用あるいは予備費の充用こちらの方で対応させていただいておるところであります。あとちょっと課ごとの金額というのはどのようにお出ししたらいいのかわからないんですけれども、そのあたりは決算書にも記載してございますのでそちらの方を参照して頂ければと思いますので宜しくお願い致します。

議長（加藤彰男君）

他によろしいでしょうか。

（「なし」の声あり。）

以上で歳出についての質疑を終わり歳入全般についての質疑をお願い致します。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切り認定案第1号を決算特別委員会に付託致します。

次に認定案第2号歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切り認定案第2号を決算特別委員会に付託致します。

次に認定案第3号の質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

東栄診療所にかかる質疑で良かったですね。お尋ね致します。

議長（加藤彰男君）

第3号ですから、違います。

以上で質疑を打ち切り認定案第3号を決算特別委員会に付託致します。

次に認定案第4号歳入歳出全般について質疑はございませんか。

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

大変失礼いたしました。議長を通してですね東栄診療所の各科の患者数又診療所で行っている在宅診療等の利用件数の一覧をお出し頂きたいということを要望しておりました。いつごろお出し頂けるかということお伺いしたいと思います。

議長（加藤彰男君）

はい。

診療所事務長。

診療所事務長(高尾公彦君)

はい。先日議長の方から依頼がありまして進めている段階ですので決算の時までには準備させていただきます。

議長（加藤彰男君）

はいよろしいでしょうか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切り認定案第 4 号を決算特別委員会に付託致します。

次に日程第 10 認定案第 5 号から日程第 15 認定案第 10 号までの各財産区特別会計歳入歳出決算認定についての 6 件は一括して質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で認定案第 10 号から 15 号までの質疑を打ち切り決算特別委員会に付託致します。

それでは約 1 時間経っていますのでここで休憩といたします。再開は 11 時 5 分です

----- 認定案第 11～13 号 -----

議長（加藤彰男君）

日程第 16 認定案第 11 号「令和 5 年度東栄町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」から日程第 18 認定案第 13 号「令和 5 年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」までの決算認定案件 3 件を一括として議題とします。3 件について一括で説明致します。なお質疑は議案ごとに行います。執行部の説明を求めます。

生活環境課長。

生活環境課長(伊藤仁寿君)

認定案第 11 号東栄町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。別冊の簡易水道事業特別会計決算書をご覧ください。5 ページをお願いします。事業決算報告書です。収益的収入及び支出の収入。第 1 款簡易水道的収益決算額 2 億 1,713 万 9,509 円。収益的収入及び支出の支出第 2 款簡易水道事業費決算額 2 億 554 万 4,802 円。7 ページをお願いし

ます。資本的収入及び支出の収入第3款資本的収入決算額2億598万7,015円。資本的収入及び支出の支出第4款資本的支出2億6,550万3,773円。10ページをお願いします。損益計算書営業収益は給水収益及びその他営業収益これは水道加入金等になります。営業費用は簡易水道管理費これは職員給与ですとか光熱水費等です。と、減価償却費等です。営業外収益は他会計補助金や長期前受金になります。営業外費用につきましては償還金の利子支払いです。特別利益はありませんでした。特別損失は消費税になります。損益計算の詳細につきましては19ページ20ページに記載してありますのでご覧ください。11ページをお願いします。事業余剰金計算書令和5年度期首の資本金9億1,382万8,533円に一般会計からの出資金1億1,791万7,909円と当年度の純利益471万9,879円を加えた10億3,646万6,321円が令和5年度期末の資本になります。14ページをお願いいたします。余剰金処分計算書案になりますが令和5年度においては変動はありません。15ページをお願いいたします。貸借対照表です。資産の部1固定資産につきましては明細が21ページ22ページに記載してありますのでご覧ください。2流動資産未収金ですがこれは3月調停分の納期末到来の水道料金や県などからの補助金等になります。負債の部5流動負債これにつきましては流動負債未収金につきましては年度末に完了した工事等の支払い人件費、光熱水費などの支払いになりますが全額支払いとなっております。17ページから27ページまではキャッシュフロー計算書、固定資産明細表と付いているのでご覧ください。28ページをお願いします。事業報告書になります。主だったところをかいつまんで説明致します。30ページをお願いします。(2)議会の議決事項ですが議案第40号の補正予算をはじめ6件の議決を頂きました。32ページをお願い致します。建設改良事業ですが前年度からの繰越工事の中設楽浄水場前処理ろ過設備設置工事をはじめご覧の通りの工事及び委託を実施しております。33ページをお願い致します。業務量ですが給水人口2,712人前年度比93人の減、年間有収水量は30万7588m³で有収率は39.9%でした。34ページをお願い致します。企業債についてです。前年度末残高が7億2,094万8,620円、本年度借上げ高6,780万円、本年度償還高が5,171万5,027円で本年度末残高は7億3,703万5,933円です。この企業債の詳細につきましては27ページから26ページに記載してありますのでご覧ください。次に認定案第12号 東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。別冊の公共下水道の決算書をご覧ください。5ページをお願い致します。事業決算報告書です。収益的収入及び支出の収入第1款下水道的収益決算額1億6,131万7,797円。収益的収入及び支出の支出第2款下水道事業費用決算額1億4,930万4,900円。7ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入第3款資本的収入決算額1億6,781万2,000円。資本的収入及び支出の支出第4款資本的支出1億9,758万4,060円。10ページをお願いします。損益計算書です。営業収益は下水道使用料及びその他営業収益これは排水設備工事店の登録手数料等になります。営業費用は下水道管理費職員給与光熱水費等と減価償却費です。営業外収益は他会計補助金や長期前受金です。営業外費用は償還金の支払い利子になります。特別利益はありませんでした。特別損失は消費税になります。この詳細につきましては19ページ20ページに記載してありますのでご確認ください。11ページをお願い致します。事業余剰金計算書です。令和5年度期首の資本金9億5,002万2,950

円に一般会計からの出資金 6,446 万 5,445 円と当年度純利益 1,179 万 8,808 円を加えた 10 億 2,626 万 7,213 円が令和 5 年度期末の資本となります。14 ページをお願い致します。余剰金処分計算書案になりますが令和 5 年度においては変動はありません。15 ページをお願い致します。貸借対照表です。資産の部 1 固定資産につきましては明細が 21、22 ページに記載がありますのでご覧ください。2 流動資産未収金ですが 3 月調停分の下水道使用料や新たに借り入れた事業債等になります。負債の部 5 流動負債未払金は年度末に完了した工事等の支払いや人件費光熱水費等の支払いになりますが全額支払い済となっております。17 ページから 29 ページまではキャッシュフロー計算書固定資産明細書等を添付しておりますのでご覧ください。30 ページをお願いします。事業報告書です。32 ページをお願い致します。(2)議会の議決事項ですが議案第 10 号補正予算をはじめ 5 件の議決を頂きました。33 ページをお願い致します。建設改良事業ですが、前年度からの繰越の東栄浄化センターの電気設備更新工事をはじめご覧の通りの工事委託を実施しました。34 ページをお願い致します。業務量ですが、処理区域内人口 1,426 人で対前年比 46 人の減、年間有収量は 177,295 m³で有収率は 64.0%でした。35 ページをお願いします。企業債ですが昨年度末残高が 4 億 3,959 万 845 円、本年度借入高が 2,900 万円、今年度償還高が 5,641 万 7,100 円で本年度末残高は 4 億 1,217 万 345 円です。企業債の詳細につきましては 23 ページから 28 ページに記載してありますのでご覧ください。最後に議案第 13 号令和 5 年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。決算書の 5 ページをお願いします。事業報告書です。収益的収入及び支出の収入第 1 款下水道的収益 4,392 万 7,578 円。収益的収入及び支出の支出第 2 款下水道事業費用決算額 4,225 万 3,958 円。7 ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入第 3 款資本的収入決算額 534 万 7,000 円。資本的収入及び支出の支出第 4 款資本的支出決算額 919 万 1,700 円。10 ページをお願いします。損益計算書になります。営業収益は農業集落排水使用料です。営業費用は農業集落排水管理費職員給与光熱水費等になります。と減価償却費です。営業外収益は他会計補助金や長期前受金になります。営業外費用は償還金の支払い利子になります。特別利益及び特別損失はありませんでした。この詳細につきましては 19 ページ 20 ページに記載してありますのでご覧ください。11 ページをお願い致します。事業余剰金計算書になります。令和 5 年度期首の資本金 6,483 万 4,433 円に一般会計からの出資金 453 万 3,637 円と当年度純利益 214 万 9,709 円を加えた 7,151 万 7,779 円が令和 5 年度期末の資本になります。14 ページをお願い致します。余剰金処分計算書案になります。令和 5 年度については変動はございません。15 ページをお願い致します。貸借対照表になります。資産の部①固定資産につきましては明細が 21 ページ 22 ページに記載してありますのでご覧ください。②流動資産未収金ですが 3 月調停分の農業集落排水使用料等になります。負債の部⑤流動負債未払金は農業集落排水施設の管理委託料や人件費光熱水費等の支払いになりますが全額支払い済となっております。17 ページから 28 ページまではキャッシュフロー計算書固定資産明細表等を添付してありますのでご覧ください。28 ページをご覧ください。事業報告書になります。30 ページをお願い致します。(2)議会の議決事項ですが議案第 77 号の補正予算をはじめ 3 件の議決を頂きました。31 ページをお願い致します。建設改良事業ですが農業集落排水処理施設維

持管理業務委託料を実施しております。32 ページをお願い致します。業務量になります。処理区域内人口 232 人で対前年比 9 人の減、年間有収量は 20,265 m³で有収率は 75.2%でした。33 ページをお願い致します。企業債になりますが前年度末残高が 8,332 万 2,505 円、本年度借入高はありません。本年度償還高が 908 万 1,700 円で本年度末残高は 7,724 万 805 円です。詳細につきましては 23 ページから 26 ページに記載してありますのでご覧ください。以上 3 事業会計の説明を終わります。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長からの説明が終わりました。これより案件ごとに審議に入ります。なお 13 日の決算特別委員会で決算審査質疑を行いますので詳細の質疑はその際をお願い致します。本会議の質疑は先の議案説明に関して確認した内容をお願い致します。それでは認定案第 11 号の質疑に入ります。歳出全般について質疑はございませんか。

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

お尋ね致します。簡易水道事業特別会計についてですけれども今回企業会計になって初めての決算ということで決算額今までと全く違うものになっていると感じました。主な内容としてはですね、これまで設備投資してきたものに対する減価償却ですね、簡易水道事業だけで 1 億 3,662 万円、下水が 9,900 万 農業集落排水が 2,300 万余り全体で 2 億 5,900 万円程度の減価償却費を今期の支出としております。また一方で過去に受け取った補助金等でしょうが長期前受金というものを収入として年度ごとに認識していくことになります。そちらが簡易水道事業で 5,800 万 3 事業併せまして 1 億 2,000 万程度となります。この 2 つの数字があまりにも大きくてですね営業収益よりもこちらのほうが多いということでこの 2 つがメインの会計になってしまっているということに私は驚きました。今後もですね特に減価償却費長期にわたってこれだけの費用を毎年毎年町として支出していかなければいけない、その原資は一般会計からの繰入金ということになるのではないかと思います。今季では一般会計からの繰入金簡易水道事業で 1 億円近いものがあります。3 事業で 2 億円近い繰入金を支出しているということになります。これはですね率直に言ってやっているのかというふうに思いました。公営企業会計化にしてこの決算状況を町がどう受け止めているのかということ伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長(伊藤仁寿君)

確かに減価償却費が多くなっているのは事実であります。営業収益もですねそれほど上がっていないということもありますが他の自治体等も水道料金値上げ等も計画されておりますので、どこまでどういうふうにするのかも見極めながらですね順次変えていく必要が

あるのかなというふうには考えております。

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

料金の改定ということを今ご発言かと思います。料金を引き上げたとしても到底追いつかないぐらい過去の設備投資が大きいというふうに思っております。今後ですねこの3会計特別会計はどのように減価償却費を将来的に払っていくのかまた前受収益は毎年どのように収益化していくかということをですね今後の見通しを示していただきたいと思います。これは決算委員会までにいただきたいと思います。これはですね試算ではあるんですけども減価償却毎年費用として出していかなければいけないというのは個人の受け止めとしては負債に近いというものがあります。減価償却の期末残高は簡易水道で27億円、下水で24億円、農業集落排水で5億円併せて57億円もの巨額の減価償却費をこれから償却していかなければならないということになろうかとおもいます。どのようなスケジュールでつまり毎年どの程度償還していくのか前受金収益を何年にわたってどのように収益化していくのかということをおおよそで結構ですのでお示し頂きたいと思います。いかがでしょうか。

議長（加藤彰男君）

いいですか。

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

今ちょっと細かな資料をもっておりませんので、どこまで資料が提供できるかわかりませんが決算までに併せて報告できればと思っております。

議長（加藤彰男君）

はいよろしいでしょうか。

それでは以上で歳出を終わり歳入全般質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切り認定案第11号を決算特別委員会に付託いたします。

次に認定案第12号の質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切り認定案第12号を決算特別委員会に付託いたします。

次に認定案第13号の質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切り認定案第 13 号を決算特別委員会に付託いたします。

以上で各会計の決算認定案件の説明及び質疑は終了致しました。ここで各会計の全般の決算審査につきまして監査委員の伊藤真千子議員からの報告を求めます。

はい、監査委員。

監査委員(伊藤真千子君)

令和 5 年度各会計の監査報告を致します。はじめに令和 5 年度一般会計と各特別会計の決算につきまして去る 8 月 14 日、19 日、20 日の 3 日間にわたり河野祥章監査委員とともに決算審査を行いました。決算審査に当たっては町長から提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質的収益にかかる調書、財産にかかる調書件数に誤りがないか財政運営は健全か財産管理は適切か予算の執行は関係法令に従って効率的になされているかを主眼におき予算現額及び歳入歳出額を諸帳簿と照合するとともに担当課長から説明を受け審査を致しました。全般的な経理や事務事業はおおむね適切に処理されていました。一般会計における実質単年度収支は財産調整基金の積み立ての減額と取り崩しにより 4,892 万 2,000 円の赤字となりました。一般会計の財政力指数 0.18%は昨年と同様であり自主財源が乏しく財政力の弱い状態が続いています。また経営収支比率は 83.5%となり昨年より 4.1 ポイント上昇、公債費負担比率が 0.7%上昇し 14.3%となっており一般的に 15%が警戒ラインとされているため経営収支比率や公債費負担比率の数値からも財政構造の硬直化に注意が必要です。特別会計につきましては各会計とも独立採算の原則にそった事業運営に努めて頂き、東栄診療所については外来患者が前年度に比べ微減となっている、医師や看護師の確保に取り組んでいるとのことですが引き続き経営の改善のサービスの向上に努めてもらいたい。今回の一般会計と特別会計の指摘事項については速やかに検討、改善するとともに引き続き効率的かつ効果的な事務執行に努め財政状況が厳しいことを全職員が認識し財政健全化への取り組みに努めてもらいたい。指摘事項として不用額について予算の適切な執行や経費節減など予算の執行後に緊急性突発性等必要最低限の予算執行を考慮にいれ予算の管理を適切に努めてもらいたい。次に令和 5 年度から公営企業会計となりました簡易水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業の特別会計の決算につきましては 8 月 14 日決算審査を行いましたので報告致します。決算審査にあたりまして決算報告書及び関係書類は公営企業会計基準に基づき適切に作成されていました。経営状況については公営企業会計法を適用してから初めての決算であり前年度対比ができませんが監査意見として 2 点申し添えました。公営企業会計になったことにより、経営状況が今まで以上に明確に表れることになるため一層健全経営を目指して取り組むとともに経営の合理化についても推進していくこと、また施設の老朽化による改修や更新が必要となってきたので経営を圧迫しないよう計画的に事業を進められたい。町内の人口減少が進み税収が減少していくことが想定されています。予算執行にあたっては財産の無駄を省いてまちづくり基本条例の目的でもあります東栄町に住む人そして関係する人々が幸せに暮らすことができるまちづくりを町民の皆さんと力を合わせて進めていくことを願います。以上で監査報告を終わります。

議長（加藤彰男君）

監査委員による令和５年度各会計の全般の検査審査意見書の報告が終わりました。

続いて議長は次としてお諮りいたします。先の議会運営委員会で確認しましたように認定案第１号から認定案第１３号までの１３議案は令和５年度各会計決算認定として慎重審査が認められましたので地方自治法１０９条、会議規則３７条、委員会条例第４条に基づき議長を除く７名で構成する決算特別委員会を設置して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって認定案第１号から認定案第１３号までの１３議案については７名による決算特別委員会を設置し付託し審査することと決定致しました。

続いてお諮りいたします。

決算特別委員会の選任は委員会条例第５条第１項の規定により岡田浩二議員、佐々木一也議員、浅尾もと子議員、櫻井孝憲議員、伊藤真千子議員、西谷賢治議員、村本敏美議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって決算特別委員はただいま指名した通り選任することと決定致しました。決算特別委員の方は本日本会議散会後に委員会を開催し正副委員長の選任を行いその結果を議長に報告してください。

----- 議案第 40 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第１９、議案第４０号「東栄町個人番号利用等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議案第４０号、東栄町個人番号利用等に関する条例の一部改正について。提案理由は、５分の５ページをお願い致します。令和６年度医療費助成先行事業を実施するにあたり対象事務を行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第９条第２項に基づく個人番号利用事務として条例に規定する必要があるから議会の議決を求めるため条例の改正案を提出するものです。申し訳ありません。提出理由の中で法律第９条第２項の第が抜けておりますので修正をお願いしたいと思います。次に改正内容について説明致します。新旧対照表の８分の１をご覧ください。個人番号の利用範囲についての改正を行うものです。内容としましては第４条の改正と別表第１と別表第２の追加となります。第４条では改正前は特定個人情報の提供が可能な事務要件は特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法という）別表第２に連記されていましたが、

法改正により番号法の別表第2が削除され特定個人情報の提供が可能な事務を特定個人番号利用事務と定義して今回の条例改正において別表第2の引用を削除し転記された名称へと改正を行い、別表2 特別個人情報の提供の可能な事務を条例に定めます。8分の2ページをお願い致します。こちら別表第1と別表第2の追加となります。番号法第9条第2項の規定により東栄町が条例で定める事務独自利用事務として医療費助成先行事業を実施するにあたりこども医療費、母子家庭医療費、障害者医療費、後期高齢者福祉医療などの福祉医療事務を定めるものです。議案に戻って頂いて5分の5ページ、付則この条例は公布の日から施工する。以上となります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切り議案第40号を常任委員会に付託します。

----- 議案第41号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第20、議案第41号「東栄町国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

税務会計課長。

税務会計課長（藤田智也）

議案第41号東栄町国民健康保険条例の一部改正について。提案理由は行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律、いわゆるマイナンバー法等の一部改正する法律の一部の施行期日を定める政令によりマイナンバーカードと被保険者証の一体化にかかる改正国民健康保険法の施行期日が令和6年12月2日と定められたことに伴い改正する必要があるからである。改正内容について説明致します。次のページの新旧対照表をご覧ください。まず今回の改正はマイナンバー法の一部改正する法律の施行による国民健康保険法の一部改正に伴い引用条項を改正するものとご理解ください。第24条の改正は国民健康保険法第127条第1項から被保険者証の返還に応じないものに対する10万円以下の過料の規定が削除されたため同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合を削除する改正です。議案に戻っていただき、付則この条例は令和6年12月2日から施行する。経過措置第2条この条例の施行の日前にした行為及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関連政令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定によりなお従前の例によることの場合における条例の施行の日以後にした行為についての罰則の適用についてはなお従前の例による。説明は以上となります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切り議案第 41 号を常任委員会に付託します。

----- 議案第 42 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 21、議案第 42 号「愛知県後期高齢者医療広域連合規約変更について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

税務会計課長。

税務会計課長（藤田智也君）

議案第 42 号愛知県後期高齢者医療広域連合規約変更について。提案理由は高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により現行の被保険者証は令和 6 年 12 月 2 日以降発行されなくなるため愛知県後期高齢者医療広域連合規約を変更するため議会の議決が必要があるからです。改正内容について説明致します。次のページ新旧対照表をご覧ください。まず今回の改正はマイナンバー法の一部を改正する法律の施行による高齢者の医療の確保に関する法律一部改正に伴い現行の被保険者証が令和 6 年 12 月 2 日以降発行されなくなるため規約を変更するものをご理解ください。別表第 1（第 4 条関係）の改正は被保険者証及び資格確認証を資格確認証等に改正するものです。議案に戻って頂きまして、付則この規約は令和 6 年 12 月 2 日から施行する。説明は以上となります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切り議案第 42 号を常任委員会に付託します。

----- 議案第 43 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 23、議案第 43 号「令和 6 年度東栄町一般会計補正予算（第 4 号）」についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは予算書の 11 ページをお願い致します。議案第 43 号令和 6 年度東栄町一般会計補正予算(第 4 号)について。続いて 2 ページをお願い致します。今回の補正は歳入歳出それぞれ 3,553 万円を増額し予算総額を 43 億 9,850 万 8,000 円とするものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願い致します。8 ページをお開きください。2 款 7 目企画費 18 節元気な地域賑わい創出事業補助金は起業応援プロジェクト事業分は 3 件の申請があったことから 1 件分を追加するものです。2 項 1 目 税務総務費の 11 節郵便料 12 節調整交付金給付金システム改修等業務委託料及び 19 節調整給付金は定額減税調整給付金に係るもので、新たに配布された算定ツールにより再度抽出した結果 130 名分程度にかかる経費等を追加するものです。13 節通信端末借り上げ料は確定申告の際に受付会場でインターネット回線につなげるよう Wi-Fi 通信端末を借上げるものです。3 款 1 項 1 目社会福祉総務費 27 節は国民健康保険特別会計の補正による増額です。3 目障害者福祉費 12 節障害者自立支援システム改修委託料は就学前障害児の発達支援の無償化にかかる認定手続きの簡素化等に係るものです。4 目老人福祉費は耳の聞こえサポート事業について元気な愛知の市町村づくり事業補助金の交付が決定したことによる財源更生です。10 ページ 8 目食生活支援センター活動費 10 節修繕料はガスバーナー、スチームコンディショナーオープン等の不具合に対応するものです。2 項 1 目児童福祉総務費 12 節児童手当システム改修業務委託料は所得制限の撤廃、支給範囲の拡大等児童手当制度の改正に伴い改修するものです。2 目保育園費 13 節保育園ネットワーク使用料はメールアドレスのドメイン利用及びウイルス対策ソフトの使用にかかるものです。4 款 1 項 2 目予防費 18 節新型コロナワクチン接種費用助成金は、秋から実施されるワクチン接種に対し 1 人当たり国が 8,300 円町が 5,000 円の助成をするものです。3 目環境衛生費 27 節は簡易水道事業特別会計補正による増額です。12 ページ 6 款 1 項 2 目商工振興費 18 節起業家支援補助金は、今年度 2 件の申請があったことから不足分を追加するものです。3 目観光費 8 節普通旅費は北海道美唄市への視察経費です。10 節地域おこし協力隊業務委託料は令和 7 年 1 月から株式会社もとが協力隊員を受け入れるものです。5 目温泉施設費 10 節修繕料は機械器具の修繕に対応するために追加するものです。12 節ボイラー定期点検等業務委託料は、ボイラーの故障等による臨時休業を回避するために専属業者による定期点検を今後実施していくものです。7 款 1 項 1 目土木総務費 12 節木造住宅耐震診断業務委託料は、すでに 2 件の申し込みがあることから 2 件分を追加するものです。9 款 1 項 2 目事務局費 13 節市町村別学校ネットワーク回線利用料は、県費負担教職員の給与、旅費等に関するシステムにかかるものです。14 ページ 3 項 1 目学校管理費 17 節学校備品購入費は、職員室の電話機を 1 台購入するものです。2 目教育振興費 17 節機械器具備品費は、3 年生用教室のテレビが故障したことにより新たに購入するものです。7 項 1 目森林体験交流施設費 10 節修繕料は、避難誘導灯の交換をするものです。17 節清掃備品購入費は施設管理用のエンジンプローアを購入するものです。12 款 6 項 1 目東栄町森づくり基金費 24 節東栄町森づくり基金積立金は、令和 5 年度の森林環境譲与税にかかる事業清算により積み立てるものであります。次に歳入の説明をさせていただきます。4 ページをお開きください。4 款 1 項 1 目民生費国庫負担金 1 節障害者自立支援システム改修負担金は、同システム改修に充てられるものです。2 項 1 目

総務費国庫補助金 1 節地方創生臨時交付金重点支援は、定額減税調整給付金の経費に充てられるものです。2 目民生費国庫補助金 7 節児童手当制度改正実施円滑化事業補助金は、同システムの改修に充てられます。4 目土木費国庫補助金と 15 款 2 項 6 目土木費県補助金 2 節木造住宅耐震診断費補助金は耐震診断委託料に充てられるもので、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1 となります。15 款 2 項 2 目民生費県補助金 10 節元気な愛知の市町村づくり補助金は、DX 枠として耳の聞こえサポート事業に充てるもので補助率は 3 分の 2 です。3 項 4 目教育費県委託金 1 節ラーケーション推進事業委託金は、コミュニティスクールにかかる会計年度任用職員の人件費に充てるものです。6 ページ 19 款 1 項 1 目繰越金は今回の補正の財源調整により増額するものです。20 款 4 項 1 目雑収入 4 節広域消防事務費精算金は、令和 5 年度事業の精算により返還するものです。新型コロナ定期接種ワクチン接種確保事業助成金は、秋から実施するワクチン接種の助成金に充てられるものです。21 款 1 項臨時財政対策債は今年度の額が確定したことにより減額するものです。以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。初めに歳出全般について質疑はございませんか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

また委員会でもご答弁頂ければと思います。まず補正予算説明書の 11 ページですね、4 款 1 項保健衛生費の中の予防費であります新型コロナウイルスのワクチン接種のための助成金が 1,122 万 6,000 円の大きな金額です。これは今後どのようなスケジュールになっていくのか、対象者をどの程度と見込んでいるのかまた町が 1 人当たり 5,000 円を助成するという事だと思えます。東栄町が持っている東栄診療所としてですねワクチン接種をいくらでできるのかということをもたお示し頂きたいと思えます。併せて 13 ページの温泉施設費 6 款 1 項 5 目の温泉施設費の中の修繕料の 800 万円についてです。先月末に落雷による被害があり休業ということもありましたがその関係なのかということ、また落雷が 2 度にわたって被害を与えているというお話を伺ったんですけれども大きな事だと思えます。どのような被害があったか、どのような原因があったのかということもまた常任委員会でもお示し頂きたいと思えます。以上です。

議長（加藤彰男君）

今の内容は常任委員会でよろしいですか。今の内容は常任委員会で詳細な説明をお願い致します。

他にございませんか。

はい、伊藤議員

5 番(伊藤真千子君)

今浅尾議員も言ったのと常任委員で 13 ページの 6 款 1 項 3 目観光費 12 の委託料の地域おこし協力隊業務委託料 117 万 5,000 円、これまた内容をまた常任委員会で説明して頂きたいと思います。お願いします

議長（加藤彰男君）

他によろしいでしょうか。

（「なし」の声あり。）

以上歳出の質疑を終わります。次に歳入全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切り議案第 43 号を常任委員会に付託致します。

12 時になりますのでここで休憩とさせていただきます。休憩いたします

議長（加藤彰男君）

それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

はじめに税務会計課長より発言の申し出がありますのでこれを許します。

税務会計課長。

税務会計課長(藤田智也君)

すみません。先ほど上程いたしました議案の 42 号の愛知県後期高齢者医療連合規約の変更についての中の一部訂正させていただきます。新旧対照表を見て頂きますと、改正前右側の改正前の欄に今回改正事項となりました被保険者証及び資格確認証と書いてありますけれども、これは正しくは被保険者証及び資格証明書の誤りでしたので訂正をお願い致します。大変申し訳ございませんでした。

----- 議案第 44 号 -----

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか。

次に日程第 23、議案第 44 号「令和 6 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

税務会計課長。

税務会計課長(藤田智也君)

それでは補正予算説明書の 7 ページをご覧ください。議案第 44 号令和 6 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号について。8 ページをご覧ください。今回の補正は歳入

歳出それぞれ 465 万 5,000 円増額し予算総額を 4 億 6,638 万 8,000 円とするものです。それでは補正予算説明書の 22 ページをご覧ください。歳出 1 款 1 項 1 目一般管理費 12 節委託料 66 万円の増。マイナ保険証の利用登録の解除申請の受付開始に伴いシステム改修業務委託料を増額補正するものです。5 款 3 項 4 目居宅サービス事業費 12 節委託料 399 万 5,000 円の増。訪問看護事業運営費の増額補正をするものです。次に 20 ページをご覧ください。次に歳入です。5 款 1 項 1 目一般会計繰入金 346 万 7,000 円の増。3 節の職員給与等繰入金につきましては歳出の運営委託料へ財源として充当するものです。10 款 1 項 2 目社会保障税番号制度システム整備費等補助金 118 万 8,000 円につきましては、歳出の業務委託料へ財源として充当するものです。なお 6 月の補正予算額 52 万 8,000 円も全額補助対象となるため今回国庫支出金へ財政の更生をしております。国民健康保険補正予算につきましては以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。

議案第 44 号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

補正予算説明書の 23 ページについて伺います。5 款 3 項 4 目の居宅サービス事業費のうち訪問介護事業運営委託料、399 万 5,000 円についてです。ご説明では増額補正のためということ以外の情報がなかったと思います。何を目的としてこの額増額する必要があったのか、また例えばどなたかたを採用するとかですねどういう費用に充てるのか、またそれによってどんなサービス拡充が見込めるのか概要を伺います。

議長（加藤彰男君）

はい、福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

失礼いたします。居宅サービス事業増額分につきましては 10 月からですね、社会福祉協議会さんの方の訪問介護事業につきまして、新たに 10 月から一人採用するということでの人件費増の部分となります。以上です。

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

はい訪問介護の事業がですね新たな方を採用して充実するということだと理解しました

ので大変歓迎したいと思います。新しい方をサービスをどのように拡充されるのかということもしお分かりでしたら教えてください。サービスを提供できる曜日や時間帯など変化があるのか、またその内容がどう変わるのかもしお分かりなければ委員会でも結構です。

議長（加藤彰男君）

福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

10 月からの方につきましてはサービス管理責任者が今年度いっぱいです。退職が認められて、新たに 10 月からですねサービス管理責任者の方を引き継ぐために 1 名増ということで新たに事業をヘルパーさんを増やすとかそういうことではございませんので。以上です。

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか。他にございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切り議案第 44 号を常任委員会に付託します。

----- 議案第 45 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 24、議案第 45 号「令和 6 年度東栄診療所特別会計補正予算第 1 号について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長（高尾公彦君）

東栄診療所特別会計補正予算について説明させていただきます。補正予算説明書 11 ページをお願いします。議案第 45 号令和 6 年度東栄診療所特別会計補正予算第 1 号について。次のページ 12 ページをお願い致します。今回の補正は歳入歳出それぞれ 81 万 4,000 円を追加し予算総額を 4 億 3,828 万円とするものです。それでは補正予算説明書の歳出からお願いいたします。30 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目 14 節工事請負費 81 万 4,000 円の増額です。これにつきましては発熱外来で感染対策に使用するマスク、ガウン、手袋、フェイスシールドの格納をする保管庫の設置工事費です。次に歳入について説明させていただきます。28 ページをお願い致します。3 款 1 項 1 目 1 節県補助金 81 万 4,000 円の増額で、今回の保管庫設置工事費の補助金となります。以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。

議案第 45 号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり。)

以上で質疑を打ち切り議案第 45 号を常任委員会に付託します。

----- 議案第 46 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 25、議案第 46 号「令和 6 年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算第 2 号について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

生活環境課長。

生活環境課長(伊藤仁寿君)

それでは簡易水道事業特別会計補正予算説明書の 1 ページをお願い致します。議案第 46 号令和 6 年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算第 2 号について。2 ページをお願い致します。収益的収入及び支出の補正第 2 条予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次の通り補正する。第 1 款第 2 項営業外収益、補正予定額 118 万 8,000 円、計 1 億 5,429 万 6,000 円。第 2 款第 1 項営業費用、補正予定額 118 万 8,000 円、計 19 億 5,818 万円。それでは補正予算説明書の 9 ページをお願い致します。収益的収入及び支出の支出ですが、2 款 1 項 1 目簡易水道管理費 210 節委託料、これにつきましては水質検査 PF0A、PF0S の追加検査をするために費用計上するものになります。8 ページをお願い致します。収益的収入及び支出の収入ですが、1 款 1 項 2 目他会計補助金 118 万 8,000 円の増、これにつきましては歳出の補正に伴い増額するものです。簡易水道事業特別会計補正予算については以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。

議案第 46 号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり。)

以上で質疑を打ち切り議案第 46 号を常任委員会に付託します。

----- 同意案第 3 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 26、同意案第 3 号「東栄町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

町長。

町長(村上孝治君)

同意案第3号東栄町教育委員会委員の任命について。梅田恵理子委員の任期満了に伴う教育委員の任命であり議会の同意を求めるため同意案を提出するものであります。氏名、梅田恵理子。任期につきましては令和6年10月1日から令和10年9月30日までであります。よろしくお願いいたします。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切ります。

本案は人事案件でありますので討論は省略し直ちに採決いたします。採決は起立によって行います。

本案に同意することに賛成する方の起立を求めます。

はい、着席願います。起立全員であります。よって同意案第3号は原案のとおり同意することと決定致しました。

----- 同意案第4号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第27、同意案第4号「東栄町農業委員会委員の欠員による任命について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

同意案第4号東栄町農業委員会委員の欠員による任命について同意を求めることについて。前任の農業委員から提出があった辞任届の承認により欠員がでることに伴い上記のものを農業委員会の委員に任命することにより議会の同意を求めるため同意案を提出するものです。氏名、伊藤明博。なお任期は令和6年9月25日から令和8年7月26日までです。よろしくお願いいたします。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

農業委員会の欠員による任期について同意を求めることについてお尋ね致します。伊藤明博さんを新たに委員にするという案でありますけれども、今回募集にあたってのですね募集期間を伺いたいと思います。併せて伊藤氏が現在町の諮問機関や審議会に委員として就任している場合はですね、その委員会の名称と役職を伺います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

募集期間であります、応募推薦の期間は7月18日から8月16日までの30日間を定めて募集させて頂きました。なお他の何か委員を兼任していないかということですが、現在国民健康保険運営協議会会長ということでその職について頂いております。以上です。

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を締め切ります。

本案は人事案件でありますので討論は省略し直ちに採決いたします。採決は起立によって行います。

本案に同意することに賛成する方の起立お願いいたします。

はい着席願います。起立全員であります。よって同意案第4号は原案のとおり同意することと決定致しました。

----- 報告第5号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第28、報告第5号「令和5年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

報告第5号令和5年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率について。1枚めくって頂き財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告の表をご覧ください。まず1番の財政健全化判断比率です。実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率につきましては比率がないのでハイフンとしております。実質公債費比率は10.1%で昨年度9.1%でしたので1ポイント上昇しております。2番の資金不足比率ですけれども、簡易水道事業特別会計、特定環境保全公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の資金不足率ですけれども、いずれの会計も資金不足が生じていないためとしております。以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

お尋ね致します。1の財政健全化判断比率などについてお尋ね致します。実質赤字比率や連結実質赤字比率、将来負担比率については赤字がないのでハイフンつまり未記入となっております。他の自治体ではですね参考値としてマイナス何%であったのかということを表示している自治体があります。当町でそれが可能であればですね、委員会等でお示し頂きたいと思いますが認識を伺います。また、資金不足比率2の点ですね水道3事業の特別会計について、こちら資金不足でなかったというのでハイフンとなっております。今回決算の審査意見書では監査委員からの指摘として特別会計については各会計ともに独立採算の原則に沿った事業運営に努め、引き続き受益者負担となる保険料や使用料の適切な設定をはじめ徴収体制の強化を図り徴収率の向上による財源確保に努めてもらいたいとの記載が監査意見書の7ページにあります。独立採算が原則だとした場合にですね、一般会計からの多額な繰入をしないということが望ましいとそうに理解するんですけれども、到底そのように独立できるような状況ではないと思います。一般会計からの繰入をしなかったらこの経営健全化基準は何%となるものか、もし試算が可能であればまた後日お示し頂きたいと思います。以上です。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長(伊藤太君)

健全化判断比率につきましてはお示しできるかと思いますが、資金不足比率に関しましてちょっと複雑な計算等必要かと思いますが今議会で提出できるかどうかはちょっと不透明ですのでその辺よろしく願いいたします。

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切り報告第5号を終わります。

----- 報告第6号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第29、報告第6号「令和5年度東栄町一般会計継続費精算報告書について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(伊藤太君)

報告第6号令和5年度東栄町一般会計継続費精算報告書について。1枚めくって頂き報告書

をご覧頂きたいと思います。全体計画実績の順に説明致します。5款2項林業費、事業名森づくり基本計画見直し策定事業、全体計画は令和4年度5年度2ヵ年の総額が1,677万円、実績は1,662万1,000円。財源につきましてはすべてその他特定財源となっております。5款2項林業費、事業名森林等地番図作成事業、全体計画は令和4年度5年度2ヵ年の総額が3,559万6,000円、実績は3,559万6,000円。財源につきましてはすべてその他特定財源となっております。説明は以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切り報告第6号を終わります。

----- 議案第47号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第30、議案第47号「ガザ地区における人道上の危機的な状況の改善と速やかな停戦を求める決議案について」を議題といたします。提出者の説明を求めます。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

議案第47号ガザ地区における人道上の危機的な状況の改善と速やかな停戦を求める決議案について説明させていただきます。上記決議案を別紙のとおり東栄町議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。令和6年9月9日提出。提出者は東栄町議会議員浅尾もと子です。提案の理由はガザ地区における人道上の危機的な状況の改善と速やかな停戦の実現を求める為であります。1枚はねて頂きまして決議の案文をご紹介します。1点ですね、最後の後ろの方の行で誤字がございました。下から5行目ですね、事態の早期鎮静化のためにというくだりがありますけれども事態という2文字が誤っております。緊急事態の事態に訂正をお願い致します。内容について改めてご紹介致します。イスラエルとハマス等のパレスチナ武装勢力の間では武力衝突と停戦が長年にわたり繰り返されている。昨年10月7日のハマス等によるイスラエルに対する攻撃が発生しガザ地区における戦闘が始まってからすでに10ヶ月が経過した。戦闘が長期化する中で赤子を含む子どもや女性、高齢者を含む多くの民間人が犠牲となっており、ガザ地区は人道上の危機的な状況にある。東栄町議会はガザ地区全土における軍事作戦に反対するとともに、人質を解放し人道支援活動が可能な環境が確保されるよう即時の停戦を求めるとともに持続可能な停戦につながるよう強く期待する。国に対しては人質の解放と停戦が実現するよう関係国とも緊密に連携しつつ、国際連合安全保障理事会やG7の一員として環境整備に取り組むとともに、引き続きガザ地区の人道上の危機状況の改善事態の早期鎮静化のために格段の外交努力を図るよう強く求める。以上決議する。令和6年9月日付は空欄としております。愛知県北設楽郡東栄町議会。以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。

議案第 47 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切り議案第 47 号を常任委員会へ付託致します。

議長（加藤彰男君）

以上をもちまして本日の議事日程は終了致しました。次回は会期日程に基づき 11 日水曜日午前 10 時より一般質問を行います。

なお、すでにみなさんにお伝え致しましたように議会事務局長は事情により欠席となっております。本日は議会運営につきましては執行側の総務課、それから総務課の栗嶋さんの協力により運営しましたのでご報告いたします。

なお 11 日の一般質問についても同様の対応となると思いますので事前にご了承をお願い致します。

本日はこれにて散会といたします。